

◎新潟県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年12月9日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市見立字下戸452番5から 同市北小浦字立野458番6まで	新	6.6～28.8メートル	324.0メートル
	旧	(A) 6.0～22.8メートル	386.7メートル
		(B) 6.0～13.3メートル	375.5メートル
		(C) 6.6～33.2メートル	347.7メートル

備考 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。